建築コスト遊学

明治初期の建築工事紛争
～名古屋鎮台兵営建築増費請求事件～

No. 11

本号の建築工事紛争特集に絡み，ある史実に触れておきたい。施主―工事業者間の建築紛争の多くはその工事代金（施主にとっての建築コスト）をめぐるものといえるだろう。ここで取り上げる明治初期の事件はその類型に属し，また，その後の建設業界が施主，とりわけ公共発注者にどう向き合うかに大きな影響を与えた事件としても記憶されてきたところといえる。

この事件とは，竹中工務店の前身・竹中藤右衛門が関わったもので，それは大審院民事事件「名古屋鎮臺兵營建築増費請求一件」として当時の判決録に詳細な記述があり，建設請負契約関係の専門書や古い時代の業界関係者の座談等にしばしば出てくる話である。簡易に「名古屋鎮台事件」等と呼ばれることもある。

＊　＊　＊

この事件の元になった工事は帝國陸軍の発注で，名古屋城二の丸に，明治６（1873）年着工，翌７年竣工したものである。当初の工事内容は，洋風二階建て瓦葺き兵舎８棟，付属家屋16棟など計30棟，延床面積16,500㎡余，請負金額約10万４千円（米価を元にした現在価値換算で約20億円）というものであった。

明治４（1871）年の廃藩置県後に藩兵を解散，次いで明治維新政府は全国の兵権を兵部省に集め，４鎮台（東京，大阪，鎮西（熊本），東北（仙台））を置いた。鎮台とは反乱士族の鎮圧など，地方の治安を守るために置かれた軍隊を指す。征韓論に破れた西郷隆盛等は政界を去り，国内情勢は不穏で，また，百姓一揆が頻発するなど社会的安定が求められていた時代でもあった。明治維新政府は，明治６（1873）年１月に徴兵令を公布し，国民皆兵へと梶を切るとともに，名古屋，広島に新たに鎮台を設けることになった。名古屋では徴兵した兵を入れる建物が必要となっていた。

判決録によると，原告のひとり，岩本常太郎が他の大工12人と共に明治６（1873）年４月中旬，東京の陸軍省に呼び出され「建築仕様書と絵図」を示されて請負額を入札するよう指示され，それを写し取った。結局入札は不調で，岩本の願出により名古屋に行き入札するよう示達した。岩本が同年６月11日に名古屋に出頭し，新たに示された書類を写し取ったものと比べたところ，絵図は４月のものと同じで仕様書のみ加除があったようだ（この点は設計変更の指示の信憑性に関して，後に争点となった）。翌12日に兵営８棟，番兵所３棟，賄所２棟，付属家18棟，病室賄所共３棟の見積を差し出した。結局，岩本常太郎は６月20日にひとまず兵営４棟の請負の予約を得て，指示に従いながら仕様書の調整を行って翌７月５日に着工。７月23日にここで初めて竹中藤右衛門が加わり，10万3,449円の請書を連名で提出している（請書の

写真
上：竹中工務店によって博物館明治村に一部移築された名古屋鎮台兵営（歩兵第六聯隊兵舎）の建物外観
左：同・建物内部

日付は6月)。

＊　＊　＊

本事件の着工までの経緯をやや詳しく紹介した。この事例では，会計法（明治22年成立）が未整備な段階であり，公共調達方式が確立する以前の建築工事発注の一端が描かれていることに注意したい。その実際は分からないものの，全てが確定していないと考えられる「建築仕様書と絵図」がまず発注側から用意され，それに対する見積を複数の大工（工事業者）に提出させ，請負う大工を特定した後に，仕様書や図面を詳細につめる過程で，請負価格を決めていることである。2段階方式やネゴシエーション方式と呼ばれる調達方式に近いイメージである。また，書類の取り交わしは，今日では簡易なもののみで使われる「請書」によっている。

もう一つは，竹中藤右衛門が着工前後から入ってきたように，ジョイントでの請負が認められていたことである。当時は珍しかった洋風建築であり，ひとつの大工組織のみが担うには大きな工事だったと思われる。逆に竹中にとっては，織田信長の時代から工匠に転じ，社寺建築を手がけて，関西の三棟梁の一人と呼ばれるようになっていたが，本格的な請負工事への参入を地元名古屋の大型洋風建築で行おうと意図したものでもあったのだろう。

なお，一式請負という形態は初期の洋風建築の場合，それほど一般的ではなく，直営施工，分業請負（分担請負）が主流だった。名古屋鎮台の場合もこれに近いやり方といえる。有名な清水組の支配人・原林之助の「分業請負と一式請負」の優劣に関する建築学会討論が行われたのが明治25（1892）年10月のことであり，一式請負の広がりはその頃からであった。

＊　＊　＊

工事に取り組むことになった竹中藤右衛門（11代），藤五郎（12代）の父子は，千葉の佐倉分営まで出かけて西洋小屋組を見てくるなど当初はたいへん意欲的だった。ところが，発注側の陸軍省に詳細な図面や仕様書が用意されていなかったこと，そのため工事は陸軍省の都合による設計変更・追加工事で手間取り，工期は遅れ（明治7（1874）年6月完工予定のところ，同年11月に完成），世情不安を原因とするインフレーションによる資材の高騰や職人の賃金上昇が工事を直撃した。その結果，発注者に引き渡した時には，欠損は相当額に及び，「一家の浮沈」に関係するほどに膨れていた（『竹中工務店70年史』）。竹中は最終的に発注者である陸軍省は面倒をみてくれるだろうこと

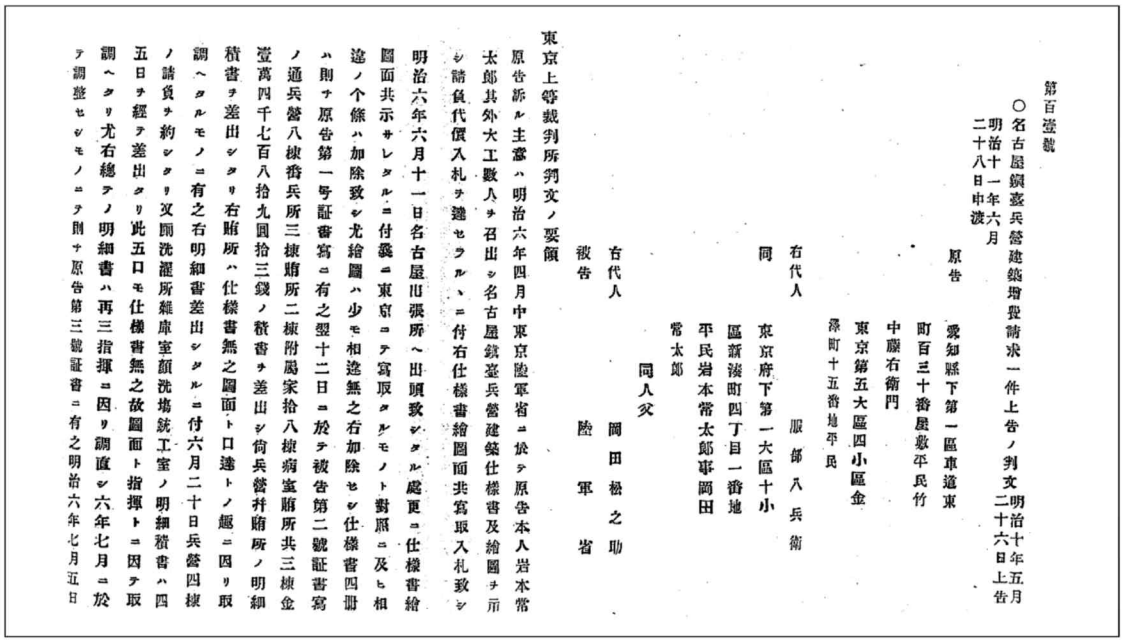
第百壹號

○名古屋鎮臺兵營建築增費請求一件上告ノ判文 明治十年五月二十六日上告
明治十一年六月二十八日申渡

原告　愛知縣下第一區車道東町百三十番屋敷平民竹中藤右衛門
東京第五大區四小區金澤町十五番地平民

右代人　服部八兵衛
同　東京府下第一大區十小區新榎町四丁目一番地平民岩本常太郎事岡田常太郎
同人父

右代人　岡田桜之助
被告　陸軍省

東京上等裁判所判文ノ要領

原告訴ル主意ハ明治六年四月中東京陸軍省ニ於テ原告本人岩本常太郎其外大工數人ヲ召出シ名古屋鎮臺兵營建築仕様書及繪圖ヲ示シ請負代價入札ヲ遂セラルヽニ付右仕様書繪圖面共寫取入札致シ明治六年六月十一日名古屋出張所ヘ出頭致シタル處更ニ仕様書繪圖面共示サレタルニ付爰ニ東京ニテ寫取タルモノト對照ニ及ヒ相違ノ个條ハ加除致シ尤繪圖ハ少モ相違無之右加除セシ仕様書四冊ハ則チ原告第一号証書寫ニ有之翌十二日ニ於テ被告第二號証書寫ノ通兵營八棟番兵所三棟賄所二棟附屬家拾八棟病室賄所共三棟金壹萬四千七百八拾九圓拾三錢ノ積書ヲ差出シ尚兵營幷賄所ノ明細積書ヲ差出シタリ右賄所ハ仕様書無之圖面ト口達トノ趣ニ因リ取調ヘタルモノニ有之右明細書差出シタルニ付六月二十日兵營四棟ノ請負ヲ約シタリ又厠洗濯所雑庫室顔洗場銃工室ノ明細積書ハ四五日ヲ經テ差出タリ此五口モ仕様書無之故圖面ト指揮トニ因テ取調ヘタリ尤右總テノ明細書ハ再三指揮ニ因リ調直シ六年七月ニ於テ調整セシモノニテ則チ原告第三號証書ニ有之明治六年七月五日

図　大審院判決文の冒頭部分（国立国会図書館蔵・近代デジタルライブラリーより）

を期待して工事を続けたが，軍は増費支払いには応じず，結局，裁判となったのであった。

判決録によると，番兵所４棟の請負が見送られたことから９万1,248円の確定額から，下渡木材代や瓦代や石灰代などの支給分を差し引いた６万8,886円が請書（受書）の総合計金額となっている（明治７年４月付）。だが，実際の工事では設計や仕様の変更が頻繁だったのだろう。明治７年６月には，陸軍第三経営部の係官・野島直好から，費用増加分の報告をするよう求められて提出した調書に○と△の印を付けられ，○印の分のみを抜き出して差し出すよう再度，指示された。

竹中はこのやりとりを契機に，明治７（1874）年10月と翌年１月の二度にわたり，30数件，合計約２万円分の増費請求の申し立てを行ったが，請書に増費する約束が記されていないことを理由に，申し出る筋のものではないと断られたため，東京上等裁判所に陸軍省を相手に提訴に及んだ。背に腹は代えられない切羽詰まった事情と，名棟梁としての自負・プライドも強かったのであろう。だが，明治10（1877）年３月28日に原告敗訴判決となり，５月26日に大審院に上告したが，１年後の明治11（1878）年６月28日に「東京上等裁判所の裁判は破毀すべき理由なきものとす」という判決が確定した。世は西南戦争（1877）後の混乱のさなかにあった。

判決理由の条文を読むと，まさに官尊民卑の風がある。はじめから確定した図面がなかったのだから，実際の工事では，係官の細部にわたる口答での指図には従うほかないが，後日提出した件の

○△印の書類でさえも，増費の証拠とは認められなかった。これでは，法的権利の主張や保護どころではなく，嘆願でしか建設業者の救われる道がないことになる。

＊　＊　＊

竹中藤右衛門（14代）はその間の事情を，ある座談の中で「私の祖父です。全国に鎭台が出来たのでしょうが，名古屋の鎭台が一番早いらしい。それでそこを請負ったところが，第一番に出面を揃えなければならない。第一そんなに大工がいない。そこで下駄の歯入れまで全部大工に仕立てて出面を合した。とにかく毎日というと長持で担い込んで来る。銀貨だから……。初めは景気が良くて金が儲かった。しかし仕事が出来ない。下駄の歯入れがやっているのだから能率が悪い。しかも木材の検査が非常に喧しくて，官尊民卑の頃だったから，出来た後検査に来て，こんなものはいけないと言って疵（きず）をつける。これがために私の祖父は非常に大損を招いた。その内，仕事はどんどんやったが金はくれない，さあ最後は約十年ばかりかかって陸軍相手に訴訟をした。……それで実はもう陸軍の仕事というと見向きもしない。極端にいやがって……。役所の仕事がいやだというのも，原因はそこにあるのです」（『建設業の五十年』，pp.16-17）と述べている。

竹中はその後40年余にわたり「官庁工事をひとつもやらず，民間建築一本槍で来たのも，鎭台工事のにがい経験にかんがみてのことであろう。特に，陸軍相手の仕事と云うと極端にいやがって，見向きもしなかった」のだが，とうとう大東亜戦争直前に陸軍からの命令で予科士官学校という鎭台と奇妙に符合する建物の工事を行わされた。まさに，「陸軍ぎらいの竹中工務店が日本陸軍の始めと終りとに一役ずつ買わされているのは歴史の皮肉とも云うべき」（太田通他（1957），pp.120-121）であろう。

＊　＊　＊

いずれにせよ，この事件は業界関係者に強く記憶されることになる。現在に至るまで日本の公共工事において，建設業者の増費を理由とする訴訟が皆無に近いのは，以上述べてきた竹中の件があるためであろう。近代以降，建築工事紛争が一般化しなかったひとつの原因となった事件だったともいえよう。

（主席研究員　岩松　準）

【参考文献】

1. 荒井八太郎『建設請負契約論』勁草書房，1967.3
2. 岩崎侑『建設工事請負契約の研究』清文社，1987.12
3. 土持保・太田通『建設業物語』彰国社，1957.8
4. 建設業を考える会『にっぽん建設業物語：近代日本建設業史』講談社，1992.9
5. 司法省蔵版「大審院民事判決録」明治11年 6 月，pp.302-357
6. 田中孝『企業のこころ・上』建通選書，1982.3
7. 東京建設業協會編『建設業の五十年』槇書店，1953.2
8. 「名古屋鎭台事件」公共建築，Vol.43-2，p.86，2001.4